

令和7年10月1日

お客様 各位

株式会社パイン総合研究所
コンサルティンググループ

労務相談定期レポート

弊社コンサルティンググループでは、年間約500件の労務相談に対応しています。以下、令和7年度、第2四半期に各企業様から寄せられた労務相談について、集計結果と最近の相談傾向等に関するレポートをお送りします。

1. レポート対象期間 令和7年7月1日～令和7年9月30日

2. 相談内容

第2四半期（令和7年7月1日～令和7年9月30日）において、相談件数は116件ありました。特に多くいただいた相談内容は、下記のとおりになります。

	内容	割合
1	労働時間・休日・休暇	25.0%
2	社会保険	10.3%
3	育児・介護休業	9.5%
3	賃金（賞与・退職金含む）	9.5%
5	人事制度	6.9%

3. 最近のご相談傾向

2025年4月からの「育児・介護休業法」改正は、4月と10月の2段階に分かれて企業に実施を求めています。4月1日施行の法改正については、各社様すでに対応済のことと思われそうですが、10月1日からの「柔軟な働き方を実現するための措置」対応に向けて、第2四半期は各社様より多くのご質問をいただきました。

＊「柔軟な働き方を実現するための措置」あらまし

事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、以下5つの選択して講ずべき措置の中から、2つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。かつ、周知・意向確認を個別に行わなければなりません。

①始業時刻等の変更 ②テレワーク月10日以上 ③保育施設の設置運営等

④養育両立支援休暇年10日以上 ⑤短時間勤務制度

主なご質問は、以下のとおり。

「すでに会社として②と⑤を実施済なので、10月1日は特に何もしなくて良いか」

「交代制勤務を実施しているが、①を措置として採用するにはどうしたら良いか」

「従業員数が多いので、周知すべき従業員を特定できないが、全社一斉に案内しても良いか」 等々

弊社としましても、直近、定期訪問の場において、各社様に「柔軟な働き方を実現するための措置」について、実務上の進め方を中心にご説明差し上げてまいりました。

本日10月1日以降も様々な疑問、質問等生じてくることと思いますので、その際はどうぞお気軽に、弊社コンサルティンググループまでお問合せください。

今後とも引き続きどうぞ宜しくお願い申し上げます。

以上